

# 令和2年度 男女共同参画inパレア ワークショップ実施要領

## 1 目的・趣旨

くまもと県民交流館が実施する「令和2年度 男女共同参画inパレア」事業の一環として、性別に関わらず誰もが住みやすい熊本づくりの実現に資するワークショップを企画し実施する県内の団体を募集し、さまざまな分野・主体における男女共同参画の普及啓発活動を行う。

## 2 実施日

- ・2020年 10月24日(土)、25日(日) [Part I] (実施済)
- ・2021年 2月27日(土)、28日(日) [Part II]

## 3 場所

くまもと県民交流館 各会議室

## 4 実施主体

県内の各種団体

## 5 参加条件

次に掲げる(1)～(4)の条件を全て満たすこと。なお、(1)～(4)の内容を確認するため、実施主体に対し、くまもと県民交流館からヒアリングを実施することがある。

- (1) 本事業の趣旨に沿った内容であること。
- (2) 広く県民を対象とした内容であること。
- (3) 営利を目的としない内容であること。
- (4) 政治的又は宗教的な内容でないこと。

## 6 くまもと県民交流館からの支援

- (1) 会議室及び付属設備の使用料はくまもと県民交流館が負担する。
- (2) 「男女共同参画inパレア」全体の広報は、くまもと県民交流館が実施する。
- (3) 広報用チラシ及び当日使用する資料を作成する場合、必要かつ可能な範囲内において、印刷製本室内印刷機の使用料をくまもと県民交流館が負担する。
- (4) 託児(原則1歳～就学前児童)を要する場合、託児ボランティアの費用はくまもと県民交流館が負担する。
- (5) ワークショップ等で講師が必要な場合、講師謝金は一つの企画につき原則1名を上限として、予算の範囲内でくまもと県民交流館が負担する。

## 7 その他

- (1) 申込多数の場合や、同一の会議室に複数の希望があった場合は、企画の内容等によってくまもと県民交流館が調整を行う。
- (2) 各ワークショップ等の広報、集客、申込受付、実施その他一切は実施主体において行うこと。
- (3) くまもと県民交流館の利用規則を遵守して実施すること。